

商工しずぶ かわら版

第297号
小須戸
商工会

3月の
花
ボケ



決算申告相談会の 一部日程の変更について

先月号にてご案内いたしました、小須戸商工会と小須戸青色申告会共催の、税理士による決算申告相談会の一部日程が変更になりましたので、左記ご確認のうえ、お申込み下さい。

◎日時
令和七年三月六日(木)から
五日(水)に変更
三月十三日(木)
いずれも午前十時〜午後四時

◎会場：小須戸商工会館

◎相談員：関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士
川村 巧磨 先生

☆ご相談は無料です。事前に予約が必要で、商工会までお申込み下さい。

中小企業省力化投資補助金

「一般型」募集について

中小企業省力化投資補助金(一般型)は、中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある

設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図ることも、賃上げにつなげることを目的としています。

これまでであった「カタログ型」と違い、「一般型」は、もっと色々なケースに対応することが可能になります。会社の業務に合わせた設備を導入したり、システムを構築するなど、会社全体の省力化を進めることができます。

カタログ型と一般型の違い

◆カタログ型

あらかじめ登録された省力化効果のある製品(カタログ掲載品)から選んで導入する場合に利用できる、簡易で迅速な申請が可能です。

◆一般型

カタログに掲載されていない設備を導入する場合に利用でき、より高度な省力化や生産性向上を目指す事業を支援します。いっぽう審査項目が多く、申請手続きも複雑になる傾向です。

◇スケジュールに関して

【申請受付開始】 三月十九日(水)

【公募締切日】 三月三十一日(月)

※公募は年三〜四回を予定しています。

尚、本事業の申請には「Gビスードプライムアカウント」の取得が必要です。ID取得には一定の期間を要します。取得未了の方は、早めに入社Gビスードプライムアカウント取得手続きを行ってください。

詳しくは、チラシまたは中小企業省力化補助金(一般型)専用サイトを「ご確認ください」。

一般型チラシ



一般型の専用サイト



お問い合わせ・ご相談は商工会までご連絡ください。

令和七年四月から「育児時短

就業給付金」の創設について

令和七年四月一日から「育児時短就業給付金」が創設されます。この

給付金は、雇用保険に加入する労働者が、二歳未満の子供を養育するために時短勤務を選択し賃金が減少した場合にその減少分を補填するためのものです。

◇支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

① 育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

① 一歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること

② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前二一年間に、被保険者期間が十二ヶ月あること

加えて、次の③〜⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月

④ 一週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月

⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月

⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

◇支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

詳しくは、リーフレットをご確認ください。

就金
短付
時給
児給
育業
リ



令和七年四月から「出生後休業

支援給付金」の創設について

この制度の目的は、男性育児の促進です。

母親の出産直後の八週間は、周囲のサポートが特に必要な時期です。この時期に父親が育児休業（産後パパ育児休も含みます）を取った場合、手厚い給付が受けられるようになります。

細かい条件はありますが、父親は子の出生後八週間以内、母親は産後休業後八週間以内に、両親ともに十

四日以上の育児休業を取った場合、両親それぞれに、既存の育児休業給付金（休業前賃金の六十七%相当額）に上乗せして、出生後休業支援給付金（休業前賃金の十二%相当額）が、最大二十八日間支給されます。

これらの給付が非課税であることや、育児中は申し出により社会保険料が免除されることなどを加味すると、多くの方は手取りがほぼ減らないこととなります。

◇支給額

休業開始時賃金日額×休業期間の日数（二十八日が上限）×十三%

詳しくは、リーフレットをご確認ください。

業金
休付
後給
生支
援リ



「労働保険」

年度更新手続きの準備を！

商工会では、労働保険の事務手続きの委託代行を受けております。対象事業所で未手続きの方は、商工会へご相談ください。

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所におかれま

しては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための「年度更新」手続きが必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四月から翌年三月までの一年間に従業員に支払った給料額、建設業等の労災保険については同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付していただくこととなります。今月末が年度末となりますので、関係書類（従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等）の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」の関係書類は三月末商工会から書類を送付します。

従業員を一人でも雇っていれば

「労働保険」の加入は必須です

労働保険の加入対象事業所でありながら、労働保険加入手続きを行っていない事業所はありませんか。

労働保険は労災保険と雇用保険の二つから成り立っており、総称して労働保険といえます。

従業員（雇用形態はパートもアルバイト含む）を一人でも雇っている場合は、必ず労働保険（労災保険）へ加入しなければなりません。

また、従業員の雇用条件が、①継続して三十一日以上、②週二十時間

以上、の場合は対象従業員の雇用保険の加入も必要となります。

「協会けんぽ」令和七年度の保険料率の確定について

全国健康保険協会「協会けんぽ」の令和七年度の都道府県単位保険料率が確定しましたのでお知らせします。

変更時期	令和7年 3月分から (4月納付分)	《参考》 令和7年 2月分まで (3月納付分)
介護保険第2号被保険者に該当しない場合 (40歳未満、65歳以上～74歳未満)	9.55% (+0.20%)	9.35%
介護保険第2号被保険者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	11.14% (+0.19%)	10.95%